

皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナー募集要項

大津市（以下、「市」という。）では、皇子山総合運動公園野球場におけるネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

1. 目的

皇子山総合運動公園野球場へ「愛称」を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を売却することを通じて、施設の安定的な維持管理や魅力の向上を図るとともに、企業等のPR活動や社会貢献活動に資することを目的として、ネーミングライツを導入します。

2. 募集概要

(1) 対象施設

施設名	皇子山総合運動公園野球場
所在地	大津市御陵町
施設概要	別添資料「皇子山総合運動公園野球場 施設概要」のとおり

(2) ネーミングライツ料

年額500万円以上（消費税及び地方消費税を含みます。）

※上記金額未満の申込みは失格とします。

(3) 契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※愛称使用開始時期は、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

(4) 命名条件

- ① 愛称の一部に、「皇子山」及び、「野球場」または「スタジアム」の文字を使用することを条件とし、市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。なお、愛称は日本語表記のほか、英字表記も可とします。
- ② 大津市広告掲載要綱（別紙1）第3条第1項各号および大津市広告掲載基準（別紙2）第4条各号に該当すると認められる愛称は、ネーミングライツの対象としません。
- ③ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。
- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- ⑤ 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。また、愛称が定着するまでの間、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

(5) ネーミングライツパートナーの権利

- ① ネーミングライツパートナーは、当該施設に企業名や商品名等を付した愛称を命名し、(6)①に定めるものについて、その愛称を表示することができます。
- ② (5)①に定めるものの以外のネーミングライツパートナーに付与する特典については、

応募者からの提案とし、別途協議の上、決定するものとします。なお、提案内容については、ご希望に添えない場合があります。

(6) 愛称の表示

- ① 愛称の表示が可能なものは、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページ等です。なお、新たに看板等の設置を希望する場合は、別途協議の上、設置の可否を決定することとします。
- ② 施工の範囲、実施時期および内容については市及び関係機関と協議の上決定します。なお、施設屋外に設置する看板等の広告物については、大津市屋外広告物条例による規制がかかるため、デザイン案を作成した段階で手続き等も含めて相談願います。
- ③ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。
- ④ ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、市および関係機関と協議の上、変更可能なものについて手続き等も含めて相談することとします。

(7) 愛称の普及・定着

- ① ネーミングライツパートナー決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ等を通じて発表します。
- ② 市は、愛称の普及・定着を図るため、市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア等に対し、愛称の使用を働きかけます。

(8) 愛称表示に伴う費用負担等

- ① 看板、案内板等の表示変更、新設及び原状回復は、ネーミングライツパートナーが施工することとし、それに要する費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ② 周辺の道路標識等の表示変更及び原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、実施方法等については、別途協議の上、決定します。
- ③ 印刷物の変更・作成に要する費用は作成者、施設のホームページの変更に要する費用はホームページの管理者がそれぞれ負担することとします。

(9) スケジュール

令和8年10月23日（金） 公募開始

令和8年11月9日（月） 質疑受付締切

令和8年11月16日（月） 質疑に対する回答

令和8年11月27日（金） 申込書の提出締切

令和8年12月21日（月） 選定結果通知

※上記スケジュールは予定のため、変更することがあります。

3. 応募資格

- (1) ネーミングライツパートナーに応募することができる者は、この公告の日から候補者を決定する日までにおいて、次に掲げる要件に該当する者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 次に掲げる税を滞納していない者であること。
 - ア 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））
 - イ 消費税
 - ウ 地方消費税
- ④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- ⑥ ネーミングライツパートナーに応募する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア) から (ウ) までと同視しうる関係にあると認められる場合
 - ⑦ 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑧ 次に掲げる事業又は業種に該当する事業を営む者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
 - イ 貸金業法（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）に規定する貸金業
 - ウ たばこに関する業種
 - エ ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
 - オ 投機の商品に関する業種
 - カ 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
 - キ 私的な秘密事項の調査に関する業種
 - ク 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
 - ⑨ 皇子山総合運動公園野球場の指定管理者の指定候補者であるおおつ協会都市公園グループの各構成団体（公益財団法人大津市公園緑地協会、西武造園株式会社、株式会社 COSPA ウェルネス及び株式会社サンアメニティ大阪）と事業目的が競合する者（おおつ協会都市公園グループの各構成団体を除く。）でないこと。
- (2) 広告代理店を通じた申し込みも可能ですが、その場合、委任状（様式 2）を併せて提

出してください。なお、市から広告代理店に対して手数料を支払うものではありません。

4. 質問・回答

(1) 質問方法

別添の質問票により、電子メールにて提出してください。（郵送、持参可）

メール件名に「質問：ネーミングライツパートナー募集．送信年月日（西暦 8 桁）．会社名」を入力し、添付の 1 ファイルにまとめて送信してください。

※電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認してください。

※郵便の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 受付期限

令和 8 年 1 1 月 9 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出場所

大津市役所 本館 3 階 都市計画部公園緑地課 担当：千田、奥川
〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 電話：077-528-2784（直通）
E-mail：otsu1809@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

大津市ホームページにて掲載予定

5. 応募手続

(1) 応募方法

持参又は郵送

(2) 募集期間

令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）から令和 8 年 1 1 月 2 7 日（金）まで

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝休日を除く日の午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとします。

※郵便の場合は、募集期間最終日の午後 5 時必着とします。

また、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(3) 提出場所

大津市役所 本館 3 階 都市計画部公園緑地課 担当：千田、奥川
〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 電話：077-528-2784（直通）

(4) 提出書類

- ① 皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナー申込書（様式１）
- ② 委任状（様式２）※代理人に権限を委任する場合は提出してください。
- ③ 誓約書（様式４）
- ④ 地域貢献や緑化推進、スポーツ振興等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（様式５） ※詳細がわかる資料等があれば添付してください。
- ⑤ 法人等の概要（様式６）
- ⑥ 大津市競争入札参加資格名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）。
 - イ 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び法人役員名簿（様式３）、個人の場合にあつては身分証明書の写し。

(5) その他留意事項

- ① 応募及び契約締結にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出書類等は、関係機関等に意見を聴取する目的でも使用することがあります。また、提出書類等は返却いたしません。

6. ネーミングライツパートナーの選定方法等

- ① 別途設置する選定委員会において、応募資格、愛称の妥当性、ネーミングライツ料、経営の安定性、地域貢献への考え方や実績等を総合的に審査し、候補者を決定します。なお、応募が１者のみの場合も、選定委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定します。その後、決定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。
- ② 契約締結に向けた協議は、候補者と行いますが、合意の可能性がないと市が判断した場合は、協議を打ち切り、次点者を新たな候補者として協議を行うことがあります。
- ③ 選定委員会の結果は、応募者全員に文書で通知します。

7. その他留意事項

- ① 決定したネーミングライツパートナーの名称及び所在地、決定した愛称、ネーミングライツ料等を公表します。
- ② 候補者決定後、本契約を締結する日までの間に「３．応募資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しません。この場合、市は一切の損害賠償の責を負いません。
- ③ ネーミングライツ料の納入時期等、契約の詳細については、協議の上、決定します。
- ④ ネーミングライツパートナーの決定後（契約締結後）に、ネーミングライツパートナーが「３．応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市は、契約の解除をすることができるものとします。
- ⑤ 皇子山総合運動公園野球場の指定管理者の指定候補者は下記のとおりです。
指定候補者：おおつ協会都市公園グループ

構成団体 滋賀県大津市浜大津四丁目 1 番 1 号
公益財団法人大津市公園緑地協会
東京都豊島区南池袋一丁目 1 6 番 1 5 号
西武造園株式会社
大阪府大阪市中心区備後町三丁目 6 番 1 4 号
株式会社 COSPA ウェルネス
大阪府大阪市中心区南新町二丁目 3 番 7 号
株式会社サンアメニティ大阪

8. 問い合わせ先

大津市都市計画部公園緑地課 担当：千田、奥川
電 話：077-528-2784（直通）
E-mail：otsu1809@city.otsu.lg.jp

(別紙 1)

大津市広告掲載要綱（抜粋）

（広告掲載等の基準）

第3条 広告の内容及び表現（以下「広告の内容等」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関わるもの
- (4) 反社会的又は政治的な主張等を含んだもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 個人又は団体による意見の表明、個人の宣伝に当たるもの
- (6) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (7) その他不適当と市長が判断したもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、広告掲載等の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (11) 掲載しようとする広告の内容に関わる各種法令並びに条例及び規則に違反している事業者
- (12) 本市の市税を滞納している事業者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

大津市広告掲載基準（抜粋）

（掲載基準）

第 4 条 次の各号に定めるものは、広告掲載等を行わない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- エ 社会的に不適切なもの
- オ 国内世論が大きく分かれているもの
- カ 他人を誹謗、中傷又は排斥するもの
- キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ケ 本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例 「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等
- イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
例 「今が（これが）最後のチャンス」等
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種、商法、商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの
- キ 広告の内容が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
- イ 暴力、犯罪を肯定し、又は助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるものは、広告掲載等を行わない。

(様式1)

令和 年 月 日

大津市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナー申込書

「皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナー募集要項」に基づき、下記のとおり応募します。

愛 称 (案)	(ふりがな)
愛称(案)の提案理由 (愛称(案)に対する考え方等)	
ネーミングライツ料	総額 (5年間) 円 (消費税および地方消費税含む) 年額 円 (消費税および地方消費税含む)
ネーミングライツパートナーの特典 (提案)	
応募理由 (期待される効果等)	

商 号 又 は 名 称	
業 種	
業 務 内 容	
担 当	担当者役職・氏名
	部 署
	連 絡 先 電話番号 : E-mail :

〈添付書類〉

- ☐ 委任状 (様式2) ※代理人が申し込む場合
- ☐ 誓約書 (様式4)
- ☐ 地域貢献や緑化推進、スポーツ振興等に対する考え方、活動実績及び今後の計画 (様式5)
- ☐ 法人等の概要 (様式6)
- 大津市競争入札参加資格名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類
- ☐ 納税証明書 (滞納がないことを確認できるもの)
- ☐ 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本) (写し可) 及び法人役員名簿 (様式3)、個人の場合にあつては身分証明書の写し

※申込書は2部 (正本1部、副本1部(コピー可))、添付書類は各1部提出してください。

※裏面有り

(様式1)

担当者氏名及び 連絡先	担当者氏名 電話番号 電子メールアドレス
----------------	----------------------------

※ この申請書に上記担当者が申請団体に属することを証明する書類（社員証等）の写しを添付してください。ただし、当該書類がない場合は、担当者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等、身分を証明する書類）を添付してください（なお、必要に応じて申請団体に対し、担当者の在籍確認等を行う場合があります）

(様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

大津市長 佐藤 健司 様

(委 任 者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、下記の者を代理人と認め、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツに関する次の事項について権限を委任します。

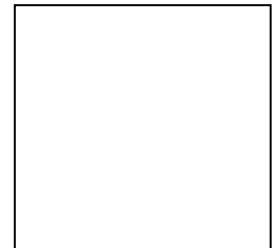
1 受任者（代理人）

(受任者使用印鑑)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名



2 委任事項

(様式3)

法 人 役 員 名 簿

番号	商号又は名称	住所地又は所在地	役 職 名	フリガナ	氏名 (漢字表記)	生年月日				性別
						元号	年	月	日	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

大津市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

※提出日現在の状況を記入してください。

※法人の登記簿謄本に記載されている役員（取締役・監査役等）が対象となります。

(様式4)

誓 約 書

令和 年 月 日

大津市長 佐藤 健司 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナーの応募にあたり、下記事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、下記4につき貴市が必要と判断する場合は、貴市が滋賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

記

- 1 皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナーの応募資格要件をすべて満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽または不正はありません。
- 3 市町村税、都道府県税および国税の未納はありません。
- 4 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 4の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。

(様式5)

地域貢献や緑化推進、スポーツ振興等に対する考え方、活動実績および今後の計画

ネーミングライツパートナー選定の資料とさせていただきますので、地域貢献や緑化推進、スポーツ振興等に対する考え方、これまでの活動実績、今後の計画などをご記入ください。

※詳細がわかる資料等があれば添付してください。

(様式6)

法人等の概要

令和 年 月 日現在

商号又は名称	(フリガナ)		
住所又は所在地	〒		
代表者名		設立年月日	
資本金(基本財産)		従業員数	
担当事業所	名 称		
	所在地		
	電話番号		
主な業務内容			
認証資格等			
大津市内の支社・事務所・事業所・工場等の有無	有 ☐ 無 ☐		
上記が「有」の場合、その名称と所在地	名 称	所在地	

※認証資格については、保有を証するため、認定証の写し等を添付すること。

大津市都市計画部公園緑地課 あて
E-mail otsu1809@city.otsu.lg.jp

皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナー募集に係る質問票

令和 年 月 日

質 問 内 容		
連 絡 先	商号又は名称	
	住所又は所在地	
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	E - m a i l	

※電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認してください。